

新潟市風しんの第5期の定期接種実施要綱

(趣旨)

第1条 予防接種法第5条第1項の規定に基づいて、市長が実施する麻しん風しん予防接種事業が円滑に運営されるように、以下のとおり必要な事項を定める。

(実施方法)

第2条 医療機関において、個別接種方式で実施する。

2 市長は、接種業務の一部を全国知事会と公益社団法人日本医師会が締結する「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約書」(以下「集合契約」という。)における医療機関へ委託するものとする。

なお、市長は契約締結に係る権限を全国知事会へ委任するものとする。

3 接種業務は、日本医師会に本事業を行う旨を委任した医療機関において行うものとする。

4 医療機関は、接種希望者からの申し出に基づき、第3条に定める対象者であることを確認したうえで第7条から第9条に定める接種業務を行うこととする。

5 前項に定める接種業務は、医療機関の医師が行うものとする。

(対象者)

第3条 接種対象者は、1962年(昭和37年)4月2日から1979年(昭和54年)4月1日までに生まれた男性で、集合契約に規定する「風しんの第5期の定期接種実施要領」(以下「実施要領」という。)に定める測定キット名・検査方法による抗体価の者とする。

(費用徴収)

第4条 接種業務に要した経費については、被接種者から徴収しないこととする。

2 やむを得ない理由により、医療機関へ実費徴収額を支払った被接種者は、「実費徴収金給付申請書」(別記様式第1号)に必要事項を記入し、予防接種を行った医療機関にて発行した領収書を添付して市長に提出するものとする。申請を受けた市長は、申請内容を確認した後、実費徴収金を給付するものとする。ただし、接種した日の属する年度の新潟市内医療機関への委託料を上限とする。

(委託料)

第5条 市長が本事業の対価として医療機関へ支払う委託料は次に掲げるとおりとする。

(1) 麻しん風しん予防接種 9,200円(税抜)

(2) 予診のみ 2, 880円(税抜)

(接種対象者への周知)

第6条 市長は「市報にいがた」等により、接種対象者に必要な事項の周知を行うものとする。

(接種の実施)

第7条 第3条に定める接種対象者が接種を希望するときは、当該接種対象者が別記様式第2号の「風しんの第5期の定期接種予診票」(以下「予診票」という。)を記載のうえ医療機関に申し出るものとする。

2 医療機関は、健康保険被保険者証等により接種対象者の確認を行うものとする。また、風しん抗体検査の結果が、集合契約に規定する実施要領に定める測定キット名・検査方法による抗体価の者であることの確認を行う。

3 接種は、集合契約に規定する実施要領に定める実施方法により実施する。

(接種後の事務等)

第8条 医療機関は、検査後の事務として以下の各号に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 予診票等の処理

医療機関は、接種を行った月ごとに取りまとめ、接種を行った月の翌月10日までに別記様式第3号の「請求総括書(実績報告書)」及び別記様式第4号の「市区町村別請求書」に予診票を添付し、医療機関の所在地の代行機関に提出するものとする。

(2) 予診票の保存

予診票は、医療機関において検査日から5年間保存するものとする。また、市保健所長は、必要があるときは、医療機関に対して予診票の提出を求めることができるものとする。

(副反応疑いまたは接種間違い発生時の対応)

第9条 予防接種を行った医師(以下「接種医」という。)は、被接種者から副反応疑い(一時的な発熱等は除く)の連絡を受けた場合は、必要な指導又は処置を行う。なお、重篤な副反応疑いの発生など緊急を要する場合は、救急医療体制の活用など速やかな対応を行う。

2 接種医は、被接種者に予防接種による副反応疑い(臨床症状が予防接種法施行規則第5条に規定する症状に該当する場合)を診断した場合は、「予防接種後副反応疑い報告

書」を用いて独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告する。

- 3 市長は、市内に住民票がある被接種者の予防接種に起因する重篤な副反応疑いについては、予防接種法、その他の法令等に従い、かつ別に定める「新潟市予防接種健康被害調査委員会」の意見に基づいて必要な措置を講ずる。

(委託料の請求及び支払い)

第10条 第8条第1号による請求書を受理した代行機関は、市との集合契約に基づき、委託料を医療機関へ支払うものとする。

- 2 市長は、代行機関から医療機関に支払う委託料及び事務手数料の請求書を受理した時は、集合契約の定めによりこれを支払うこととする。

(市が行う事務)

第11条 上記の定めのほか、市長は次の各号に掲げる事務を行うこととする。

- (1) 委託料の支払いに関すること。
- (2) 医療機関から提出された予診票に基づいて、被接種者を記録するとともに、予診票を保存すること。
- (3) その他、本事業の連絡調整等に関すること。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

